

いしのまき

3

MAR.2012
復興特集号
(3月15日発行)



シリーズ“いしびよん”

贈られたおひなさまを前に 「相川保育所 ひなまつり会」

主な内容

- 災害義援金の配分……………P 2～
- あれから1年……………P 4～
- 防災集団移転促進事業……………P 6～
- 各種お知らせ……………P 7～
- 相談あんない……………P 8～

3月2日(金)、相川保育所で「ひなまつり会」が行われ、おだいりさまとおひなさまが見守る中、子どもたちのかわいい歌声や元気なダンスで桃の節句を祝いました。

このひな人形は、1月下旬に東京都八王子市にお住まいの荒井さんが、被災地の子どもたちに笑顔を届けたいと贈られたもので、同保育所では、早速、玄関に飾り、子どもたちと来所してくる方々の心を和ませていました。



災害義援金の金額および配分対象が拡充されました

義援金の増額

人的被害者（死亡・行方不明者、災害障害見舞金対象者）、母子・父子世帯および高齢者・障害者施設入所者に義援金受付団体の義援金が、半壊以上の住家被害世帯には市義援金が上乗せして配分されます。

対象者の拡大

津波浸水区域の住家被害世帯（半壊以上）に義援金受付団体の義援金が配分され、さらに大規模半壊以上の被害で応急仮設住宅（プレハブ住宅・民間賃貸住宅借上げ）未利用世帯には、義援金が加算されることとなります。

また、一部損壊の住家被害世帯には市義援金が新たに配分されます。

生活再建支援室（内線

3959・3956）

義援金の配分対象および金額

（単位：万円）

支給対象	義援金受付団体				宮城県			石巻市			合計	
	1次	2次	3次	計	1次	2次	計	1次	2次	計		
人的被害	死亡者・行方不明者	35	50	10	95	15	—	15	1.5	—	1.5	111.5
	災害障害見舞金支給対象者	—	—	10	10	10	—	10	1	—	1	21
住家被害	全壊	35	50	—	85	10	5	15	1	0.5	1.5	101.5
	大規模半壊	18	47	—	65	7	3	10	1	0.5	1.5	76.5
	半壊（大規模半壊除く）	18	27	—	45	2	3	5	1	0.5	1.5	51.5
	一部損壊	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	1.5	1.5
津波浸水区域における住家被害	全壊	35	50	20	105	10	5	15	1	0.5	1.5	121.5
	大規模半壊	18	47	10	75	7	3	10	1	0.5	1.5	86.5
	半壊	18	27	5	50	2	3	5	1	0.5	1.5	56.5
	仮設住宅等未利用者（加算） ※大規模半壊以上	—	—	10	10	—	—	—	—	—	—	10
震災孤児	—	—	—	—	50	—	50	5	—	5	55	
母子・父子世帯 ※半壊以上	—	—	10	10	—	20	20	—	—	—	30	
高齢者施設・障害者施設入所者 ※大規模半壊以上	—	—	10	10	—	10	10	—	—	—	20	

※「津波浸水区域における住家被害の支給対象世帯」は、津波が浸水した区域で平成23年度固定資産税および都市計画税の課税免除指定区域の住家被害世帯となります。

義援金の申請

①人的被害（死亡・行方不明者、災害障害見舞金対象者）

『災害弔慰金』または『災害障害見舞金』の手続きをした方は、その申請に基づき義援金の配付を行いますので、**新たな申請は不要**です。

②住家被害

り災証明書で住家が全壊、大規模半壊または半壊の判定を受け、『被災者生活再建支援制度』または『第2次配分までの災害義援金』の手続きをした方は、その申請に基づき義援金の配付を行いますので、**新たな申請は不要**です。

ただし、**一部損壊の住家被害世帯については申請が必要**です。

※既に「一部損壊」のり災証明書の交付を受けている世帯には、市から申請書を送付していますが、り災証明書の交付手続きがお済みでない世帯は、り災証明書の交付を受けてから、担当窓口で手続きをお願いします。

③津波浸水区域における住家被害

住家被害と同様に『被災者生活再建支援制度』または『第2次配分までの災害義援金』の手続きをした方は、その申請に基づき義援金の配付を行いますので、**新たな申請は不要**です。

※津波浸水区域は平成23年度固定資産税および都市計画税の課税免除指定区域となります。区域の詳細は市のホームページを参照ください。

④母子・父子世帯、高齢者・障害者施設入所者

『第2次配分までの災害義援金』の手続きをした方は、その申請に基づき義援金の配付を行いますので、**新たな申請は不要**です。

留意事項

- ①被災時の住所の判定は住民票で行います。平成23年3月11日時点で、居住地に住民登録をしていなかった場合は、電気・水道・ガス料金の領収書または支払証明書で確認します。
- ②住家被害の「世帯」は住民票が基本となります。同一住居に住民票上二世帯が同居している場合は、それぞれの世帯で申請することができます。
- ③義援金の対象は、自己所有に限らず借家、アパート等にお住まいの方でも対象となります。ただし、被災住居に居住していない場合は対象となりません。

義援金の支給

通帳を確認してください

義援金の支給は、次のとおり行っていますので通帳を確認してください。

- ①人的被害(死亡・行方不明者、災害障害見舞金対象者)
2月29日(水)
- ②住家被害(全壊、大規模半壊、半壊)
3月5日(月)
※一部損壊の義援金については、申請書を受け付けてから約1カ月後の支給となります。
- ③津波浸水区域における住家被害
3月8日(木)
※仮設住宅等未利用世帯の加算分は3月下旬に入金となります。
- ④母子・父子世帯、高齢者・障害者施設入所者
2月29日(水)

災害義援金の配分対象等

配分	支給対象者(対象世帯)	必要書類等
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ①死亡者・行方不明者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲) ②上記①の者がいない場合は法定相続人 ③上記①、②に該当する者がいない場合は、葬祭を執り行った親族 ※②、③は申請必要 ※災害障害見舞金対象者は申請不要	<ul style="list-style-type: none"> ①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(死亡者との関係がわかるもの) ③死亡者・行方不明者の法定相続人がなく、親族が葬祭を行った場合はその領収書等 ④支給対象者の身分証明書の写し ⑤支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの)
住家(津波浸水区域における住家被害も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ①住家の世帯主 ②世帯員全員が死亡している場合は、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲) ※仮設住宅等未利用世帯に加算される義援金は支給されません。 ③上記①、②に該当する者がいない場合は世帯主の法定相続人 ④上記①～③に該当する者がいない場合は、世帯主の葬祭を執り行った親族 ※②、③、④は申請必要	り災証明で半壊の判定を受けた方は <ul style="list-style-type: none"> ①り災証明書 ②支給対象者の身分証明書の写し ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ※遺族が請求する場合は上記の他に『人的被害』と同様の書類も添付願います。 ※全壊、大規模半壊の判定を受けた方は『被災者生活再建支援制度』の手続きをお願いします。
震災孤児	<ul style="list-style-type: none"> ①震災により父母の両方が死亡した児童 ②父母の一方がいなかった児童で、震災により父または母が死亡した児童 ※申請必要 ※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方	<ul style="list-style-type: none"> ①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(親と子の関係がわかるもの) ③支給対象者の身分証明書の写し ④支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ⑤親戚など保護者等がいる場合はそれを証明するもの(未成年後見人の審判書等)
母子・父子世帯	配偶者のない女子(または男子)が児童を扶養している次の世帯 ①震災により半壊以上の住家被害を受けた震災時に母子(または父子)世帯であったもの ②震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子(または父子)世帯となったもの ※申請必要 ※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方	<ul style="list-style-type: none"> ①り災証明書(住家被害を受けた世帯) ②戸籍謄本(親と子の関係がわかるもの) ③支給対象者の身分証明書の写し ④支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ⑤死亡診断書(検案書)等の写し(配偶者が死亡した方)
高齢者施設・障害者施設入所者	震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設及び障害者施設に入所していた方(震災による死亡・行方不明者を除く) ※申請必要	<ul style="list-style-type: none"> ①り災証明書(入所施設のもの) ②施設に入所していた事実が確認できる書類 ③支給対象者の身分証明書の写し ④支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ※全壊、大規模半壊の判定を受けた方は『被災者生活再建支援制度』の手続きをお願いします。
受付場所	市役所3階 生活再建支援室	
受付時間	河北総合支所 雄勝総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 北上総合支所 牡鹿総合支所 午前9時～午後4時30分(平日)	